



鳥取県公報

令和6年12月27日（金）
号外第105号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令（7）（人事企画課） ······ 2

訓 令

鳥取県訓令第7号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(表彰を受ける職員の範囲) 第2条 表彰を受ける職員の範囲は、知事の事務部局、企業局、病院局、議会事務局、教育委員会事務局及び教育機関並びに県立学校、人事委員会事務局、監査委員事務局並びに労働委員会事務局に勤務する職員とする。	(表彰を受ける職員の範囲) 第2条 表彰を受ける職員の範囲は、知事の事務部局、企業局、病院局並びに議会、教育委員会、人事委員会、監査委員及び労働委員会の事務局に勤務する職員とする。

附 則

この訓令は、令和6年12月27日から施行する。